

# 平成30年度 衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成事業実施要領

平成30年4月1日  
一般社団法人 滋賀県トラック協会

## 1. 助成制度の対象者

事業用トラック（車両総重量3.5トン以上、8トン未満に限る。）に衝突被害軽減ブレーキ装置を導入する一般社団法人滋賀県トラック協会（以下「滋ト協」という。）会員事業者（中小企業者※）

※中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

## 2. 予算及び対象台数

500万円（ただし、1会員事業者当たり3台までとする）

## 3. 助成対象装置

車両総重量3.5トン以上、8トン未満の事業用貨物自動車に搭載した衝突被害軽減ブレーキ装置であり、国の「事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）」の対象装置と同一とする。

## 4. 助成額

- (1) 全ト協助成額 衝突被害軽減ブレーキ装置の取得価格の1/2  
1車両あたり上限10万円  
※国の補助金との併用は妨げない。

## 5. 実施期間

本助成事業の実施期間は、平成30年4月2日～平成31年2月28日までとする。

※なお、上記期間内であっても、予算に達した場合は、その時点までとする。

## 6. 交付要綱

「衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付要綱」のとおり。

以上

# 衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付要綱

平成30年4月1日制定  
一般社団法人 滋賀県トラック協会

## (事業趣旨)

第1条 一般社団法人滋賀県トラック協会（以下「滋ト協」という。）は、事業用トラックの交通事故を削減するために、衝突被害軽減ブレーキ装置（車両総重量3.5トン以上、8トン未満の事業用トラックに搭載した衝突被害軽減ブレーキ装置）（以下「装置」という。）の導入助成事業を実施する滋ト協会員（以下「会員」という。）に対して助成金を交付する。

## (対象装置)

第2条 助成の対象とする装置は、国の「事故防止対策支援推進事業(先進安全自動車(A S V)の導入に対する支援)」の衝突被害軽減ブレーキ装置と同一とする。

## (交付額等)

第3条 助成金の交付額は、会員が当該年度に新たに装置を搭載した車両を導入した場合、1車両当たり装置の取得価格の2分の1(上限10万円)を交付する。  
ただし、交付額は装置の価額を超えない範囲とし、一会員事業者当たり3台までとする。

## (実績報告及び助成金の請求)

第4条 会員は、装置導入事業が完了したときは、別紙様式1「衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付申請書」（以下「助成金交付申請書」という。）により、助成金交付請求を滋ト協に提出しなければならない。

## (助成金交付)

第5条 滋ト協は、前条の助成金交付申請書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、その報告に係わる事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、会員に対して、助成金を交付する。

## (助成金の返還)

第6条 会員は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した装置を管理しなければならない。  
2 会員又は交付の対象となった装置が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、滋ト協は会員に対して期限を定めてその返還を求めることができる。但し、当該装置が装着の日から起算して4年を経過したと

き以降に発生したものについてはこの限りではない。

- (1) 助成金の申請内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。
  - (2) 事故又は火災等により当該装置が使用できなくなったとき。
  - (3) 差し押さえ又は競売等により当該装置が使用できなくなったとき。
  - (4) 会員が滋ト協を脱会したとき。
- 3 前項の規定により返還を命じられた事業者については、滋ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。
- 4 会員は、第2項に掲げる各号に該当する事実が明らかになった時点で、その内容を遅滞なく滋ト協に報告しなければならない。

#### **(財産の処分の制限)**

第7条 会員は、交付対象となった装置が装着の日から起算して4年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

#### **(その他必要な事項)**

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、滋ト協が別にこれを定める。

#### **附則**

第1条 本要綱は平成30年4月1日から適用する。

一般社団法人 滋賀県トラック協会 会長 殿

住 所  
氏名又は名称  
代 表 者 名 ⑩  
電 話 番 号

### 衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付申請書

衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付要綱第 4 条に基づき、  
助成金の交付について下記のとおり申請します。

記

助成金申請額 \_\_\_\_\_ 円

1. 内訳

計 \_\_\_\_\_ 台

(別紙装着明細書のとおり)

2. 振込先銀行口座

銀行名		支店名	
種 別	当 座 ・ 普 通	口座番号	
口座名義	(フリガナ)		

3. 添付書類

- 装着明細書 (別紙 1)
- 自動車検査証 (写)
- 衝突被害軽減ブレーキ搭載証明書 (別紙 2)
- 領収書 (写) 又はリース契約書 (写) 又は割賦販売契約書 (写)

別紙 1

# 装 着 明 細 書

申請日 平成 年 月 日

事業所名 \_\_\_\_\_

No.	支店・営業所名	登録番号	車体番号	装着日
1		滋賀		平成 年 月 日
2		滋賀		平成 年 月 日
3		滋賀		平成 年 月 日

平成 年 月 日

## 衝突被害軽減ブレーキ搭載証明書

自動車製作者もしくは自動車販売会社等の

名称または会社名 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

以下の自動車について、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示に規定された 衝突被害軽減ブレーキの技術基準に適合した装置を備えていることを証明する。

登録番号	
車台番号	
装置名	
備考	